

新潟県移動地震体験車「起震車」貸出要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、県民に対し地震時に備える知識、技術を実際的な体験により修得させるため、県が移動地震体験車「起震車」(以下「起震車」という。)を市町村、消防機関(以下「借受団体」という。)に貸し出す場合の必要な事項について定めるものとする。

(用 途)

第2条 起震車は、地震に関する防災知識の普及のみ供するものとする。

(借受けの手續等)

第3条 借受団体は、知事に起震車借受申請書(様式第1号)を提出し、知事の承認を得なければならない。

2 前項の規定によるほか、前もって電話等により予約手続をすることができる。この場合において、借受団体は、借り受けようとする日までに所定の手続をしなければならない。

3 知事は、起震車の貸出しを承認したときは、次の事項を明らかにして借受団体に文書等により通知するものとする。

(1) 貸出期間

(2) 引受場所及び時間

(3) 返還場所

4 起震車の引渡しは、県庁又は別に指定する場所において行うものとする。

(貸出期間)

第4条 起震車の貸出期間は、防災知識の普及のための訓練、講習会等の実施期間のほか、借受け及び返還に要する日を加えた期間とする。

(起震車の操作等)

第5条 起震車の操作は、借受団体の職員が行うものとする。

2 前項の規定による操作は、起震車の操作兼運転者1名、説明者1名及び乗降補助者1名を最低の要員として行わなければならない。

(体験利用者)

第6条 体験利用者は、事故防止のため小学生以上とする。

(経費の負担等)

第7条 起震車の貸出期間中に要した経費は、すべて借受団体の負担とする。

なお、費用の負担について、疑義が生じた場合には当事者間においてその都度協議するものとする。

(事故等の責任)

第8条 起震車の貸出期間中に発生した事故等についてのいっさいの責任は、借受団体において負うものとする。

(返還の手続等)

第9条 借受団体は、起震車を使用したときは、起震車使用報告書(様式第2号)を知事に提出し、起震車を指定された場所に返還するものとする。

なお、貸出期間中において、事故又は運行に支障を及ぼす故障等が発生した場合は、遅滞なく知事に報告しなければならない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、起震車の貸出しについて必要な事項は、その都度定めるものとする。

(附則)

この要綱は、昭和55年10月1日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成2年8月1日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

(附則)

この要綱は、令和3年2月1日から施行する。

(附則)

この要綱は、令和4年2月1日から施行する。